

第2章

平成27年度新規・重点事業

1 南多摩5市小児予防接種相互乗り入れ

(1) 目的

南多摩医療圏の5市で乳幼児等の定期予防接種を圏域内の5市の契約医療機関であれば、どこでも接種を受けることができる相互乗り入れを実施し、市民の利便性の向上を図る。

(2) 対象

八王子市に住民登録のある乳幼児、児童、生徒で定期予防接種（A類疾病）の対象年齢の者

(3) 内容

南多摩医療圏の5市（八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市）の住民は、圏域内の5市の契約医療機関で定期予防接種（A類疾病）を無料で受けることができる。

(4) 方法

南多摩医療圏の5市の契約医療機関に予約をし、母子健康手帳と本人確認のできる保険証や医療証を持参して無料で接種を受ける。接種費用については、行政間で精算する。

(5) 実績

予防接種件数（延件数）

八王子市の住民が他市の医療機関で接種 1,599 件

他市の住民が八王子市の医療機関で接種 1,169 件

※高齢者インフルエンザ予防接種については平成24年度から相互乗り入れ実施

2 第2期八王子市食育推進計画

(1) 目的

第1期八王子市食育推進計画の課題や八王子市の地域特性や食を巡る現状と課題を踏まえ、「食を大切に作る人々を育むまち」を将来像として食育を推進する事を目的に本計画を策定した。

(2) 対象

市民

(3) 基本目標

基本目標 1：望ましい食生活を送る

生活リズムを整え、身体や日々の活動に見合った食事を1日3食きちんと食べ、望ましい食生活を送ります。

基本目標 2：食の基本的な知識、マナー、スキルを身につける

食事のバランスやマナー、食の安全に関する知識を身につけ、外食や中食（惣菜や弁当等を購入して家で食べる食事）を利用する時も適切な選択ができる力や料理を作る力等のスキルを養います。

基本目標 3：食を通じて、家族、地域、自然とつながる

家族と食卓を囲む時間を大切にし、地産地消の推進や地域の行事食・伝統料理を知ることを通じて、人々との交流や自然への親しみを深めます。環境に配慮した食の循環を進め、人と自然の調和した豊かなまちづくりを目指します。

(4) 計画の展開方法

「将来像」「基本目標」の実現に向け、3つの展開方法と5つの重点項目により、市民、市民活動団体、民間事業者等及び八王子市が、協働して食育活動を展開する。

展開方法1 全てのライフステージに応じた食育を進める

重点① 児童・生徒の食育の推進

重点② 青年の食育の推進

重点③ 成人の食育の推進

展開方法2 食育に関わる様々な場面をとらえた、地域の特性を活かした取組みを進める

重点④ 地元の農産物を活用した交流・体験

展開方法3 食育に関わる個人や団体を支援し元気づける

重点⑤ 食育ネットワークの強化

(5) 進捗管理

庁内会議や八王子市食育推進会議において、事業の進捗管理を実施するほか、評価指標を設定し、食育活動の拡大の度合い等を評価していく。

3 生涯を通じた女性の健康支援事業

(1) 目的

妊娠、出産等女性固有の機能及び身体的特徴を有することから生じる女性の心身に関するさまざまな支障や悩みに対応するため、相談指導体制を確立することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る。

(2) 対象

市民

(3) 内容

①健康教育事業

思春期から更年期に至るまでの女性を対象に以下の健康教育事業を実施する。

- ア 各ライフステージに応じた健康教室等の開催
- イ 女性の健康に資する知識の普及啓発

②健康相談事業

- ア 身体的又は精神的な悩みを有する女性に対する相談指導
- イ 不妊や妊娠に関する正しい知識の普及啓発
- ウ その他相談の実施に必要な事項

③不妊・不育症相談事業

- ア 不妊症に対する相談
- イ 不育症に対する相談

(4) 保健所の役割

- ①健康相談、不妊・不育症相談事業の実施
- ②女性の健康支援に関連する所管課の事業を集約し、効果的に連携できるよう体系的に整理する。
- ③市民が正しい知識・情報を得、認識を深めるための施策を関係所管課とともに推進する。

(5) 実績

①健康教育

- ア 各ライフステージに応じた健康教室等の開催

実施回数合計：257回

実施所管課：6課（児童青少年課・男女共同参画課・大横保健福祉センター・東浅川保健福祉センター・南大沢保健福祉センター・健康政策課）

- イ 女性の健康に資する知識の普及啓発

実施回数合計：77回

実施所管課：5課（成人健診課・大横保健福祉センター・東浅川保健福祉センター・南大沢保健福祉センター・健康政策課）

②健康相談

利用者数合計：1,559人

実施所管課：3課（男女共同参画課・東浅川保健福祉センター・保健対策課）

③不妊・不育症相談事業

不妊に関する相談 利用者数合計：7人

実施所管課：保健対策課

4 小児慢性特定疾病医療費助成

(1) 目的

児童福祉法に基づき、慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等に対し、健全育成の観点から、医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担の一部を助成する。

(2) 対象

次の①、②を満たす児童等

- ①18歳未満の児童（継続の場合は、20歳到達まで）
- ②対象疾病に罹患し、当該疾病の状態が国の定める認定基準に該当する者。

(3) 内容

①医療費助成

窓口における自己負担が2割になるが、保護者の所得等に応じて自己負担上限月額が0円～15,000円までに設定される。

②入院時の食事療養費

自己負担額の1/2が公費負担となる。

(4) 方法

- ①保護者は指定医が作成した医療意見書等を添付の上、市に申請する。
- ②市は提出書類を基に、当該疾病の状態が国の認定基準に該当するか審査を行う。
- ③審査の結果、医療費支給認定をしたときは医療受給者証を交付する。

(5) 実績

医療費助成金 90,363,509円
申請件数 459件